

アメリカの法制度における民事 訴訟手続の重要性について*

スティーヴン・D・シュガーマン
アグネス・ロディ・ロブ
萬澤陽子(訳)

アメリカ合衆国では、法学教育の初期段階から訴訟法の重要性が強調される。民事訴訟手続はロー・スクール一年生の重要な必修科目であるだけでなく、一年目に履修する他のほとんどの科目的学習をすすめるうえでもその理解を左右するほど重要な科目である。広く知られているように、私達は体系的な教科書ではなくケース・メソッドを用いてアメリカ法を教えている。学生は実際の判例における裁判官の意見を読み、議論するのである。このことは必然的に、不法行為法や契約法のような実体法の科目もまた、手続的なコンテクストの中で学習されるということを意味している。しかしアメリカではなぜ訴訟手続がそれ程までに重要なのであろうか。

I. 手続法を重要なものとするアメリカの法制度の特徴

アメリカの法制度には、複雑で独特の手続的ルールを本來的に必要とするような諸特徴がある、というのが私の第一の議論である。三つの例を挙げよう。

1. 陪審制

アメリカの法制度は、民事陪審についても、これを極めて熱心に維持してき

* 本稿は、1998年9月26日に京都大学で開かれた日本法学会の総会のシンポジウム“アメリカの民事手続”での報告に基づくものである。

た。それが用いられる範囲は単に人身損害事件にとどまらず、独禁法や知的財産権にかかる事件も含めた、あらゆる種類の複雑な商事紛争にまで及んでいる。この点でイギリスやカナダ、オーストラリアのような他の英米法系の国々とは大きく異なっている。こうした陪審制の存在によって、アメリカでは、陪審員が何を聞くことができ、裁判官ではない陪審員が何を決定することができるのかを正確にコントロールするために、特別の手続を発展させる必要があった。例えば法廷で弁護士が何を言ってよいのか、どのように振る舞えばよいのか、あるいは証人はどのように扱われるべきかなどについて綿密に定められてきた。これらのルールの多くは、とどのつまり陪審が、果たしてどれだけ賢明な判断を下すことができるのかということについての、様々な角度からの疑念を反映したものだということは特筆に値する。また、今日では、「申立て(motion)」が正式事実審理の前にもその最中にも労を惜しまず頻繁になされる。諸種の申立てに関するルールは、多くの点で陪審に決定させずに訴訟または訴訟の一部を処理できるようにするために存在していると言うことができる。私が指摘したいのは、もし裁判官のみによって事件が処理されるのなら、こうした綿密な手続的制度のいくつかは必要ないだろうということである。さらにいえば、他の国々で行われているように、事件はより速く、かつ／あるいは、より断続的に審理されうるものと思われる。

2. 我が国の複雑な裁判所制度

アメリカ合衆国には、連邦法に対応し連邦裁判所、そして州法に対応し州裁判所が併存している。そのうえ連邦裁判所が州法に基づいて判決を下すことも珍しくないし、一つの州内でも裁判管轄権の重複がみられるような複雑な裁判所体系が存在することがよくある。この迷路のような裁判所制度の下にあっては、様々な裁判所にどのようにして事件を割り振るかを規律するため、あらゆる種類の複雑な民事事件手続法上のルールが発展したのは、当然のなりゆきであった。そして発展したルールの下では、一つの事件が二つ以上の裁判所で審理されることが可能であり、またそうしたことが実際にしばしば生ずる。このような場合、ある特定の法廷地で審理されることが、事件の一当事者にとって訴訟戦略上有利となることから、訴訟当事者はしばしばこれら裁判管轄についての手続的ルールを自分の都合のいいように利用しようとする。このこ

とはこれらのルールを重要なさせているのみならず、必然的に手続的ルールの適用やその濫用を巡って言い争いの応酬が多く繰り広げられる結果をもたらすこととなっている。

3. 強い弁護士の主導権

アメリカ法制度は特に当事者対抗主義的な性向が強いことでよく知られている。しかしここで私が特に強調したいのは、他の大部分の国と比べてアメリカでは訴訟事件の処理が弁護士に委ねられている程度がはるかに大きいということである。このことは訴訟の準備段階でも正式事実審理 (trial) が開始された後の段階でも同じである。アメリカの裁判官は、たしかに他の国の裁判官よりは多くの裁量権をもっているかもしれないが、それにもかかわらずむしろ受動的である。提起される訴訟の量と比較して、あまりに少なすぎる数の裁判官しかいないことを考えれば、判決にまでもっていけるのは提起された訴訟のうちのほんのわずかな部分しかありえないことを、彼等は皆よく認識しているのである。従って弁護士たちが自分たちの力だけで事件処理に取り組み、和解にもち込むことができるようになることが、司法機関にとっての最重要の課題となる。そのため、この方向への誘導効果の高い手続的仕組みを発展させることが決定的に重要になる。例えば、他の多くの国の弁護士が初めてこれを目に入したときにはびっくり仰天するような程度まで、相手方の持つ文書や証拠に正式事実審理に先立ってアクセスすることを認めていたり、我々の大仕掛けな開示手続制度 (discovery) の存在はこうした事情によってよりよく説明することができる。そしてこうした手続の構造は、開示手続制度を濫用しようとする弁護士のインセンティヴを生み、そのことがさらに、そうした濫用を妨げもしくは罰するための複雑な手続の方策を発展させる必要性を生んできたのである。

II. 民事訴訟手続重視を支えるアメリカ的理念

次は、民事訴訟手続の重要性を、より広く、アメリカ諸規範との関係において論じてみたいことにしたい。ここでもまた三つの例を挙げよう。

1. 「手続的デュー・プロセス」という理想へのコミットメント

このコミットメントは、アメリカにおける個人主義に対する信念を反映したものだといえる。この考え方には、法の文脈においては、全ての権利主張者に、それぞれに応じた正義 (individualized justice) が与えられることを保障する——ただし本人がこれを要求すればであるが——ことを目的とした形式性 (formality) の重視となって表れる。それはまた、妥協による解決ではなくて、勝ち負けが明確にされるべきであると考えるアメリカの文化をも反映しているといえる。こうしたことの結果、この30年の間に、以前ならばより形式化されてないやり方で処理されていた領域でも、紛争解決過程が形式化されるという現象がみられるようになった。この傾向は、例えば社会福祉の受給者の権利を巡る問題のように極めて多くの利害関係人にかかわるいわゆる "mass justice" の領域で明白である。それはまた、高校生に関する懲戒紛争や子の監護権をめぐる様々な当事者間の紛争のような領域にも広がっている。

最近その形式化に対する反動と言えるものがあり、今度はより形式化されていない手続に代えていこうとする動きがみられる。一般に代替的紛争解決運動 (alternative dispute resolution movement), すなわち "ADR" と呼ばれるものである。ADRは、正式の訴訟手続の代わりに調停、仲裁、和解などを重視する。この運動の結果、これらの制度は以前ならより形式的な手段によって処理されていたであろうような事件を解決するのに利用されるようになった。ところが皮肉なことに——しかし、アメリカ社会の傾向をより広い視座で捉えればむしろ予期されたようにと言うべきであろうが——以前であればより形式化されていない方法によって解決されていたような多くの事件が、ADRに持ち込まれるようになったということが、実態調査によって明らかになった。従って全体としてみれば、ADRは紛争解決の形式性を減少させたのではなくて、むしろ増加させるという結果をもたらしたのである。

2. 一般の市民が、大企業や政府の役人の不当な行為に対しその責任を問うことが可能でなければならないという信念

私達の社会では、弁護士は依頼人のために社会的正義を達成するよう、法を利用すると考えられている。少なくともこれが私達の理想である。これは、既に存在する法を単に適用する裁判官像を強調する法制度観と対比すると、より

よく理解できる。この違いは、例えればいわゆる集団的不法行為（“mass torts”）の領域で明確に示された。数年前のことであるが、欠陥のある避妊具による被害を受けたとする10万人以上にのぼる女性の請求や、ベトナム戦争で使われた危険な化学薬品による被害を受けたとする10万人以上にのぼる兵士の請求などを前にして、アメリカの訴訟システムは、とてもこうした多数の請求を処理する能力がないことが明らかになった。他の国々では、こういう場合、たとえ巨大な企業（corporate giants）がこうした被害に対しての責任があると判断されたとしても、そもそも民事裁判制度は、こうした事態に対処することを予定していないとされるだろう。しかしアメリカでは、裁判所による解決は可能であるとの見通しに立って事に当たるべきであると弁護士たちに説得された裁判官たちが、数々の新しい手続を編み出して、これに取り組んでいった。クラス・アクション、単独の司法委員会を通じて広域係属訴訟（multi-district litigation）の調整をはかる手続、あるいはまた、和解手続の過程で弁護士と裁判官の間のやりとりを通じて打ち出された詳細な規準にしたがって、全体で獲得された巨額の賠償金を莫大な数の被害者に支給していくという作業を行うために、裁判所が行政機関のように機能する特別補助裁判官（special master）のスキームが活用される、といった具合に、である。

3. 競争のもたらす恩恵に対する信頼

最後に、アメリカの紛争解決過程における当事者対抗主義の重視——多くのによれば重視のしすぎ——は、競争が社会的に利益をもたらすのだという、広く共有された信念を反映しているという点に言及することにしたい。競争に対するこうした信頼は、我々が、財やサービスの提供に関しては市場における経済的竞争に異常なほど深くコミットし、また民主主義は、政治的見解や政党間の健全な競争に依存していると強く信じていることによく表れている。法的文脈においては、それが、当事者対抗主義的な制度の下で競争することが眞実を導くという強い信念となって現れるのである。

III. 民事訴訟手続は弁護士の利益となるから重要なのか？

アメリカ合衆国での法的過程の重要性の説明として、少々ひねくれた見方を

提示して話を終えることにしたい。それは、よく組織された私的利害集団が、自分たちの利益のために、いかにうまく政治的諸制度を活用（人によっては「操作」）しているかを明らかにしてきた、いわゆる「公共選択（public choice）理論」的な説明である。自分達の金銭的利益の増進のために手続の役割の重要性を誇張する弁護士たちによる、職業的専門家主義の勝利の物語としてこれを捉えるという見方である。

結局のところ、法的手続が複雑になるほど、一般市民は自らの手で紛争処理する能力をより少なくしか持たないことになり、彼等を助けてくれる弁護士のサービスにより多く依存せざるを得なくなる。多くの人は、例えば、いくつかの例外の場合を別にすれば離婚や自動車事故を巡る紛争、あるいは家やマンションの売買は、弁護士抜きで処理されるべきだと思っている。しかしほんどの州において、本来簡単な問題であり得るものを取り扱む非常に厄介な手続が、人々にこれらの問題につき弁護士に頼むことを余儀なくさせているのである。

教養のある企業の重役でさえ、弁護士しか知らない複雑な法的手続の前では無力である。さらにこれらの重役の多くは、敗訴した側が、何らかの手続上の瑕疵によって致命的に判決が歪められたと強く主張し、再度の正式事実審理を要求することが可能であることが通常なので、一審の正式事実審理の末に勝つても敗けても、弁護士から送られてくる弁護料支払請求書がそれでおしまいになるわけではないことをすぐに知らされるのである。実際、数多くの訴訟が手続的な専門的問題によって覆されているように私には思えるのである。確かにこうした見方は、手続中心的なアメリカの民事訴訟制度についての、ややシニカルすぎる見方であろう。しかしそれは、我々の制度のように手続が崇拜されるような制度こそが絶対に良い制度であると主張することに対し、慎重であれという警告を我々アメリカ人に与えてくれるはずである。